

第3回計画（案）からの修正点

第4回境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

第3回計画（案）からの修正点

第3回計画（案）	第4回計画（案）
<p>■ 基本施策について、所要の修正を行いました。</p>	
<p>◇P2（1）計画の位置づけ</p> <p style="padding-left: 20px;">P31 2 計画の体系</p> <p style="padding-left: 20px;">P45 2 - ①認知症の予防、普及啓発、早期診断・対応及び家族支援</p> <p>◇P32 1-①地域包括ケア推進事業 拡充↑</p> <p>◇P33 のア 高齢者見守りネットワーク構築事業の指標 令和5年度、令和6年度</p> <p>◇P39 のア 生活支援体制整備事業</p>	<p>◆「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」 第13条に基づき、「認知症施策推進計画」の策定が努力義務となったため、第9期計画に包含しました。</p> <p>◆地域包括ケア推進事業 継続→ 誤記のため修正しました。</p> <p>◆令和7年度、令和8年度 誤記のため修正しました。</p> <p>◆協議体等について明記しました。</p>

■ 介護保険事業に関する見込みや介護保険料の考え方について、令和5年度最新の実績や国の動向を踏まえ、最新の情報に更新しました。

◇第4章（P56～67）

◇第5章の一部（P71～73）

◆最新の実績や国の動向を反映し、介護保険の給付の見込みや保険料算定に係る数値に係る部分について、所要の修正を行いました。

主な内容は以下のとおりです。

介護保険料設定についての主な変更点

	第3回計画（案）	第4回計画（案）
P69（3） 基金の取り崩し額	2億7千万円余	2億8千万円余

P71

保険料の所得段階別設定

対象者の所得基準額、

保険料率の変更

第8期の介護保険料(令和3年度~令和5年度)

段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者及び世帯全体が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	0.73
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない人	0.73
第4段階	市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90
第5段階	市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない人	1.00
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.80
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	1.90
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	2.00
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上の人	2.20

第9期の介護保険料(令和6年度~令和8年度)

段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者及び世帯全体が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	0.73
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない人	0.73
第4段階	市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90
第5段階	市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない人	1.00
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上 410万円未満の人	1.70
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 410万円以上 500万円未満の人	1.80
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上 590万円未満の人	1.90
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が590万円以上 680万円未満の人	2.00
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 680万円以上の人	2.20

※第10段階の軽減(0.50→0.45)は、公費投入による非課税世帯の軽減強化によるもの(公費負担割合 国1/2 県1/4 市1/4)

第8期の介護保険料(令和3年度~令和5年度)

段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者及び世帯全体が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	0.73
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない人	0.73
第4段階	市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90
第5段階	市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない人	1.00
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.80
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	1.90
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	2.00
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上の人	2.20

第9期の介護保険料(令和6年度~令和8年度)

段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者及び世帯全体が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	0.70
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない人	0.70
第4段階	市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90
第5段階	市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない人	1.00
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上 420万円未満の人	1.70
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 420万円以上520万円未満の人	1.90
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 520万円以上620万円未満の人	2.10
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 620万円以上720万円未満の人	2.30
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 720万円以上の人	2.40

P72

保険料基準額の算定方法

表中の金額の変更

項目	金額
標準給付費 + 地域支援事業費計(A)	12,579,093千円
第1号被保険者負担分相当額(B)=(A)×23.0%	2,893,191千円
調整交付金相当額(C)	615,868千円
調整交付金見込額(D)	755,722千円
保険者機能強化推進交付金(E)	28,281千円
財政安定化基金償還金(F) ※1	0千円
介護給付費準備基金取崩額(G)	274,750千円
保険料収納必要額(H)=(B)+(C)-(D)-(E)+(F)-(G)	2,450,306千円

項目	数値
保険料収納必要額(H)	2,450,306千円
予定保険料収納率(I)	98.50%
所得段階別加入割合補正後被保険者数(J) ※2	32,503人
第9期の第1号被保険者の介護保険料の基準額 (K)=(H)÷(I)÷(J)÷12か月	6,378円

項目	金額
標準給付費 + 地域支援事業費計(A)	12,716,424千円
第1号被保険者負担分相当額(B)=(A)×23.0%	2,924,778千円
調整交付金相当額(C)	622,735千円
調整交付金見込額(D)	774,144千円
保険者機能強化推進交付金(E)	28,281千円
財政安定化基金償還金(F) ※1	0千円
介護給付費準備基金取崩額(G)	281,500千円
保険料収納必要額(H)=(B)+(C)-(D)-(E)+(F)-(G)	2,463,588千円

項目	数値
保険料収納必要額(H)	2,463,588千円
予定保険料収納率(I)	98.50%
所得段階別加入割合補正後被保険者数(J) ※2	32,679人
第9期の第1号被保険者の介護保険料の基準額 (K)=(H)÷(I)÷(J)÷12か月	6,378円

P73

所得段階別保険料

対象者の所得基準額、

保険料率、保険料年額

の変更

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者及び世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45	34,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	0.73	55,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない人	0.73	55,800円
第4段階	市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	68,800円
第5段階	市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない人	1.00	76,500円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	91,800円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	99,400円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	114,700円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上410万円未満の人	1.70	130,000円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が410万円以上500万円未満の人	1.80	137,700円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上590万円未満の人	1.90	145,300円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が590万円以上680万円未満の人	2.00	153,000円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が680万円以上の人	2.20	168,300円

※ 基準額(年額)は76,500円です。各所得段階の保険料(年額)は、基準額(年額)に保険料率をかけて100円単位で端数処理しています。

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者及び世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45	34,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	0.70	53,500円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない人	0.70	53,500円
第4段階	市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	68,800円
第5段階	市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない人	1.00	76,500円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	91,800円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	99,400円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	114,700円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	130,000円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	145,300円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	160,600円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	175,900円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	2.40	183,600円

※ 基準額(年額)は76,500円です。各所得段階の保険料(年額)は、基準額(年額)に保険料率をかけて100円単位で端数処理しています。

■ 用語解説について、所要の修正を行いました。

◇資料編（P85）

◆「生活支援コーディネーター」を追記しました。

■ その他

◆ 全体を通して、前回の策定委員会からの時点修正や正式名称の採用、表現の統一など、文言の整理を行いました。